平成２６年（フ）第９１７号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目６番５―409号
債務者　久保田美知子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目６番５―409号
債務者　久保田秀明
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９０号
大阪府吹田市千里山西５丁目36番25号
債務者　岡本　鶴三
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安生　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
岐阜市柳津町丸野２丁目11番地２
債務者　後藤亜季子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
岐阜県可児市川合2793番地92
債務者　山本　眞澄
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１１０４号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番20―201号
債務者　鈴木　勝政
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　大蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２９号
千葉県勝浦市鵜原737番地
債務者　石川　貴大
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
千葉県茂原市高師559番地３
債務者　野川　　瞬
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
千葉県茂原市千沢1413番地15
債務者　北村　広美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
千葉県長生郡長生村一松丁3580番地10
債務者　川村　　博
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
千葉県いすみ市松丸1825番地
債務者　粕谷　政央
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
千葉県長生郡長南町千手堂402番地９
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
千葉県茂原市茂原1581番地24　ポピュレール　Ｂ202号
債務者　仲野　一枝
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
神奈川県小田原市国府津１丁目５番19号　本多方
債務者　吉田　鈴代
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０３号
静岡県富士市大淵3039番地の５、前住所静岡県富士市蓼原908番地の１
債務者　鈴木　修作
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０４号
静岡県富士市大淵3039番地の５、前住所静岡県富士市蓼原908番地の１
債務者　鈴木　静子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３３号
愛知県一宮市冨田字南新田1390番地　冨田団地７棟101号
債務者　福井　由美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３９号
愛知県一宮市東五城字祐久野71番地７　サンクスアロット202号
債務者　浦瀬　一也
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部